

飯塚市公民館等サークル設置基準

(目的)

第1条 飯塚市中央公民館及び交流センター（以下「公民館等」という。）を定期的に使用することを希望するグループに対して公民館等施設を有効かつ公平に提供し、サークルのより健全な発展と学習グループとしての自主性の確立を図るために、この基準を定めます。

(サークルの名称)

第2条 サークルの名称は、次のとおりとする。

- (1) 中央公民館は中央公民館サークル
- (2) 交流センターは交流センターサークル

(サークル定義)

第3条 ここでいうサークルとは、次の要件を備えたものをいいます。

- (1) 原則として、10人以上で構成されるグループで、中央公民館及び当該交流センターにおいて継続した学習をとおして仲間づくりをし、地域の文化振興に寄与することを目的とした社会教育活動を行うものであること。
- (2) グループを構成しようとするものは、原則として公民館等地区内に居住もしくは勤務していること。
- (3) 代表者・会計等の役員の設置を規定し、組織運営・活動内容・会費等についての会則を備え、サークル生名簿があること。
- (4) サークルは家元・流派に所属せず、かつサークル名に家元・流派の名称を使用しないこと。
- (5) サークル生の加入脱退については、自由・平等・公開の原則がされ、常に民主的な運営がなされていること。

(施設の提供)

第4条 公民館等サークルとして、公民館等の使用を希望する場合は開設届に会則を添え、毎年度末（受付期間を設ける）に設置手続きをします。

生涯学習課長及びまちづくり推進課長（穂波、筑穂交流センターについては交流センター長）（以下「所属長等」という。）は所定の手続きを経た後、施設使用を申請するサークルに対し、次の基準により施設の使用を許可することが出来ます。

- (1) 1サークルの使用回数は原則として週1回以下で月4回を限度とし、1回の使用時間は2時間以内とします。ただし、所属長等はサークルに特別の事情があると認められるとき、または施設の貸館状況に応じて、公民館等の運営に支障のない範囲において、使用回数・時間数を変更することが出来ます。
- (2) 同一種目のサークルの施設使用については、曜日・時間帯を考慮して中央公民館及び1交流センターにつき3サークル以内とします。
- (3) 1サークルで続けて学習する年限は3か年間とします。ただし、定員に余裕がある

場合、または所属長等が特別に認めた場合は、この限りではありません。

- (4) 非常災害、その他緊急を要する場合、所属長等が必要とする場合は、当該期日及び施設使用を変更又は中止することが出来ます。

(利用上の遵守事項)

第5条 サークルは次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 公民館等が提出を求める各種書類を提出すること。
- (2) 公民館等の主催する研修会、一般教養講座等にサークル生及び講師は参加すること。
- (3) 施設の使用にあたっては、別表の公民館等使用心得を遵守するとともに、その他の事項については公民館等職員の指示に従うこと。

(会 費)

第6条 会費については、(謝礼金×回数+運営費)÷人数=会費(月額)とし、上限を2,400円とします。また、謝礼金についてはサークル単位として支払い、その額は1回につき6,000円を超えないこととします。ただし、材料費は会費の中に算入していません。

(公民館等の支援)

第7条 公民館等はサークルに対して、次の支援を果たします。

- (1) サークル生の募集・加入・脱退に関すること。
- (2) サークルの使用室の調整に関すること。
- (3) 学習資料の提供に関すること。
- (4) サークル運営に対する相談・指導・助言に関すること。

(使用許可の取消し)

第8条 所属長等は、飯塚市公民館条例第12条及び飯塚交流センター条例第12条の規定に該当する場合、またはこの基準に反した場合は、当該サークルに対して使用許可の取消しを行うことができます。

附 則

この設置基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

別表 公民館等使用心得

1. 施設の使用の初め及び終わりを公民館等職員（管理人を含む）に連絡しましょう。
2. サークル日誌には、会員の出欠を調べ、学習内容・感想等を記入し、公民館等へ提出しましょう。
3. 使用終了後は、会場の整理・後始末を行い、戸締り、火気の始末に注意しましょう。
4. 備品（特別なもの）を使用するときは、公民館等職員（管理人を含む）の許可を得ましょう。
5. 施設・備品等を破損、汚損、紛失した場合は、その復旧及び弁済の方法については公民館長及び交流センター長の指示に従いましょう。